

問本石岡市役所本庁舎 支八郷総合支所 Tel 43-1111（代表）

※料金の記載のないものは無料

法定後見制度



ほとんど自分で判断できない方



判断能力が著しく不十分な方



判断能力が不十分な方

後見人

すべての法律行為を代行します。

保佐人

裁判所が定めた重要な契約や財産管理の代理や判断の確認をします。
(本人の同意が必要)

補助人

裁判所が定めた特定の契約や財産管理の判断の手助けをします。
(本人の同意が必要)

任意後見制度



現在は判断能力が十分な方

任意後見人

本人の判断能力が不十分になってから、あらかじめ契約しておいた内容で支援します。

お知らせ
知っておきたい！
成年後見制度

▼成年後見制度とは、認知症、精神障がい、知的障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を

選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度は大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」に分類されます。
①法定後見制度・家庭裁判所によって選ばれた人が判断能力不十分な人の支援をす

9月は茨城県認知症を知る月間

石岡二高で開催 認知症サポーター養成講座

9月29日、県立石岡第二高校生活デザイン科の3年生20人を対象に、市地域包括支援センターの職員による「認知症サポーター養成講座」が開催されました。

石岡二高では、卒業後に介護士や看護師を目指す生徒も多く、受講した生徒は「認知症の人に対して、向き合うことが大切なんだということがわかった。具体的な対応の仕方を学べたので、これからの生活に活かしていきたい」と話しました。

市では、様々な内容の出前講座を行っています。詳しくは支所生涯学習課までお問い合わせください。



相談 専門職による 後見相談会

▼弁護士・司法書士による、成年後見制度についての相談会を開催します。
「最近物忘れが多くお金の管理や契約に不安がある」「後見って何だろう？専門職に話を聞きたい」「今後自分が認知症になったらお金の管理をどうしよう」などの悩みや困りごとがあればご相談ください。

日時／1月14・28日(土)
午後1時30分～4時30分
場所／ふれあいの里石岡ひまわりの館 工作室
定員／各日3人
※定員になり次第受付終了
申込方法／事前に市地域包括支援センターへ電話またはファクスで申し込み。12月7日(月)午前9時から受付開始。
問市地域包括支援センター
Tel 35・1127
Fax 35・1132

※※掲載しているイベント・募集情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。また、開催の場合でも感染症対策を行った上で実施します※※

おしらせ
**障害者週間に
市役所で作品展**

▼12月3日から9日までの1週間は「障害者週間」です。市では啓発事業として、この期間を中心に障がいを持った人が作成した美術作品の展示を実施します。

場所／①市役所本庁舎1階メロディアスホール・②八郷総合支所市民ラウンジ

展示期間／①11月30日(日)～12月4日(金)・②12月7日(月)～12月11日(金)

☎**市社会福祉課**
Tel 23・5569

おしらせ
**難病患者福祉見舞金
お手続きはお早めに**

▼難病患者（指定難病特定医療費助成の対象疾病333疾患該当者）の人で、指定難病特定医療費受給者証または石岡市指定の診断書で継続的治療が必要と認められる人を対象に福祉見舞金を支給します。

申請期間／3月31日(木)（閉庁日は除く）

※期間内に申請がない場合、見舞金を支給できません。

申請場所／社会福祉課（本庁）市民窓口課（支所）

見舞金額／一人年額3万円

申請方法／必要書類を添付の上、窓口または郵送で申請

※新型コロナウイルス感染症対策として郵便での受付も行っていきます。申請書類は市ホームページからもダウンロードが可能です。

☎**市社会福祉課**
Tel 23・5569

市ホームページはこちらから▼



相談
**県立盲学校
地域巡回教育相談会**

▼視覚に障害のある人の見えにくさを補うための補助具（レンズや拡大読書器など）の展示や、相談会を行います。小さなお子様や保護者だけでなく、成人や関係機関からの参加も受け付けます。

入学を前提としない相談会ですので、お気軽にご参加ください。

広報紙で事業をPRしませんか？

**令和2年度下半期
「広報いしおか」有料広告追加募集**

▶令和2年度広報いしおか有料広告掲載事業者を追加募集します。半段1枠から申込可能です。新規掲載はもちろん、過去に掲載をしたことがある事業者の申し込みもお待ちしています。

募集掲載号	残り広告枠	申込締切日
2月1日号	半段1枠	12月10日(日)
3月1日号	半段3枠 (1段1枠・半段1枠)	1月8日(金)

申込方法：電話で連絡の上、必要書類を直接窓口または郵送でご提出ください（先着順）。残りの広告枠数は、電話にてお問い合わせください。

※掲載できる広告は、公共性を損なうおそれのないものとし、政治・宗教活動に係るものや公序良俗を害するものは掲載できません。詳しくは、取扱要綱をご覧ください。

広告規格：

(1段) 横 174 mm×縦 45 mm
(半段) 横 84 mm×縦 45 mm

広告料 (1号あたり)：

1段2万円・半段1万円

☎**秘書広聴課** Tel 23-7275

詳しくは市ホームページから▼



募集
**市ホームページ
バナー広告**

▼市ホームページにバナー広

※相談無料・事前予約制
日時／12月24日(日)
午前11時～午後3時

場所／県南県民センター第1分庁舎 3階第1会議室

(土浦市真鍋5-17-26)

☎**市・県立盲学校 視覚障害教育支援センター**
Tel 029・221・3388

告枠(有料)を設けています。企業や商品のPRやイメージアップにご活用ください。

掲載期間／原則1か月単位

広告規格／縦横50×200ピクセル、GIF、JPEG、PNG

広告料／(掲載1か月につき)1枠1万円

申込方法／窓口・ホームページから申込書をダウンロードし、記入の上申し込み

☎**秘書広聴課**
Tel 23・7275

登録無料・10言語対応

広報紙がスマホで読める便利なアプリ

ダウンロードはこちら



▲ iOS



▲ Android